

令和6年9月愛荘町議会定例会

議案説明資料

令和6年8月22日

(内容)

議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨… 1頁

新旧対照表 … 2頁

議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨… 4頁

新旧対照表 … 5頁

●議案第47号

愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する理由

愛知中学校に武道場が新設されたことに伴い、愛荘町立学校施設の開放施設として新たに秦荘中学校柔剣道場および愛知中学校武道場を追加するため、その管理にかかる必要な事項を定めるため条例の一部を改正するもの。

愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の要旨

第2条に次の2号を加える。

(3) 柔剣道場

(4) 武道場

別表に次のように加える。

柔剣道場	秦荘中学校	午前8時30分～午後10時	1時間(1面) 300円	1時間(1面) 200円
武道場	愛知中学校	午前8時30分～午後10時	1時間(1面) 300円	1時間(1面) 200円

施行期日

令和6年10月1日

愛荘町立学校施設の開放に関する条例（平成18年愛荘町条例第94号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
（開放施設の種別） 第2条 開放する施設は、愛荘町立学校の設置等に関する条例（平成18年愛荘町条例第77号）に基づき設置された幼稚園、小学校および中学校の施設とし、その種別は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略）					（開放施設の種別） 第2条 開放する施設は、愛荘町立学校の設置等に関する条例（平成18年愛荘町条例第77号）に基づき設置された幼稚園、小学校および中学校の施設とし、その種別は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） <u>（3） 柔剣道場</u> <u>（4） 武道場</u>				
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）				
町立学校施設使用料					町立学校施設使用料				
施設名	区分	時間帯	使用料	照明料	施設名	区分	時間帯	使用料	照明料
	体育館	秦荘東小学校 秦荘西小学校 愛知川小学校 愛知川東小学校 秦荘中学校 愛知中学校	午前8時30分 ～午後10時	1時間（1面） 300円		1時間（1面） 200円	体育館	秦荘東小学校 秦荘西小学校 愛知川小学校 愛知川東小学校 秦荘中学校 愛知中学校	午前8時30分 ～午後10時
運動	秦荘幼稚園 愛知川幼稚園	午前8時30分 ～午後5時	幼稚園 1時間 （1面）	—	運動	秦荘幼稚園 愛知川幼稚園	午前8時30分 ～午後5時	幼稚園 1時間 （1面）	—

場	秦荘東小学校	200円
	秦荘西小学校	小、中学校1時間 (1面)
	愛知川小学校	300円
	愛知川東小学校	
	秦荘中学校	
	愛知中学校	

場	秦荘東小学校	200円
	秦荘西小学校	小、中学校1時間 (1面)
	愛知川小学校	300円
	愛知川東小学校	
	秦荘中学校	
	愛知中学校	

柔 剣 道 場	秦荘中学校	午前8時30分 ～午後10時	1時間 (1面) 300円	1時間 (1面) 200円
武 道 場	愛知中学校	午前8時30分 ～午後10時	1時間 (1面) 300円	1時間 (1面) 200円

備考 町内在住者および町内事業所に勤務する者が、利用者全体の2分の1以下の場合、利用を認めない。

備考 町内在住者および町内事業所に勤務する者が、利用者全体の2分の1以下の場合、利用を認めない。

●議案第48号

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を参酌して定めている「愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、同基準と同様の改正を行う。

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨

施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

また、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

施行期日

公布の日から施行する。

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛荘町条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u></p> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、<u>第4項</u>で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、<u>第4項</u>に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この</p>

条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付または提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付しまたは提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。) _____
_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)